

学校施設利用に係る時間区分新設について

日頃より、学校施設をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、学校施設の利用方法に係る時間区分を新設しましたので、下記のとおりご案内します。

1 新設した時間区分について

学校施設利用に係る時間区分について、新たに「午後4」を新設しました。(太枠内部分)

令和5年4月1日以降、学校に申請書をご提出いただく分について、「17:00～19:00」、「18:00～19:00」の時間で学校施設を利用する場合は、「午後4」により申請をお願いします。

時間区分	午前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2
時間帯	9:00～ 12:00	12:00～ 15:00	15:00～ 18:00	16:00～ 18:00	17:00～ 19:00	18:00～ 21:00	19:00～ 21:00

使用料については、別紙「学校施設使用料金表」を参考にしてください。

申請書については、当面の間、現行の申請書様式に、下記のように所要の修正をした上で、引き続き使用をお願いします。(在庫がなくなり次第、別途、新様式を主事室に用意させていただきます。)

使用日	使用人数	使用時間	時間区分	使用料	確認欄
月 日()	人	17:00～19:00	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input checked="" type="checkbox"/> 午後4 <input type="checkbox"/> 夜間1 <input type="checkbox"/> 夜間2	100円	
日 日()	人	:00 :00	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後4 <input type="checkbox"/> 夜間1 <input type="checkbox"/> 夜間2	円	

2 学校施設利用券の購入について

「午後4」のご利用にあたっては、チケット購入画面に「夕方(2時間)」を追加しましたので、こちらを選択の上、チケットのご購入をお願いします。

金額が同じチケットであれば、「夕方(2時間)」のチケットとして代用可能です。



【お問合せ先】

墨田区教育委員会事務局庶務課施設係

TEL : 03-5608-6497 MAIL : syomu@city.sumida.lg.jp